



乾汽船株式会社

第106回 定時株主総会 招集ご通知

日 時 2026年6月19日（金曜日）
午後2時(受付開始：午後1時)

場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー
（コレド室町テラス）3階
室町三井ホール&
カンファレンス ホール

※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議 案

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件 |

当社では、会社法改正により導入された「株主総会資料の電子提供制度」の趣旨に基づき、株主総会の参考書類等をウェブサイトに掲載しております。

これにより、株主の皆様へは「招集通知（アクセス情報を記載）」及び「議決権行使書」のみを送付しております。株主総会に関する詳細資料につきましては、招集通知に記載のウェブサイトからご確認いただけますようお願いいたします。

証券コード：9308

株 主 各 位

証券コード 9308

2026年6月3日

東京都中央区勝どき一丁目13番6号

乾汽船株式会社

代表取締役社長 乾 康之

第106回定時株主総会招集ご通知

当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/9308/teiji/>

（上記は2026年5月25日より閲覧開始となります。）



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「乾汽船」又は「コード」に当社証券コード「9308」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができます。なお、事前の議決権行使については、「議決権行使についてのご案内」に記載の方法により、**2026年6月18日（木曜日）午後5時20分までに**議決権を行使していただきますようお願いいたします。

記

1 日 時 2026年6月19日（金曜日）午後2時（受付開始：午後1時）

2 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号
日本橋室町三井タワー（コレド室町テラス） 3階
室町三井ホール&カンファレンス ホール

（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

・株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3 目的事項 **報告事項** 1. 第106期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第106期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針
（買収への対応方針）の継続の件

4 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
2. インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
3. インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
4. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

- ・ 当日ご出席の際は、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ・ 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「会社の体制及び方針」（ただし「剰余金の配当等の決定に関する方針」を除く）
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- ④監査報告書の「会計監査人の監査報告書」

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月19日（金曜日）
午後2時開会



書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後5時20分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）
午後5時20分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

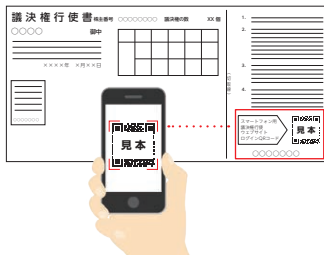
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

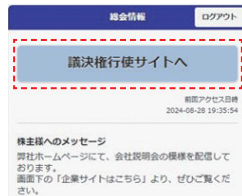
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



←「議決権行使サイトへ」
をタップ

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

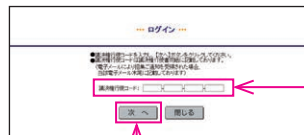
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



←「次へすすむ」をクリック

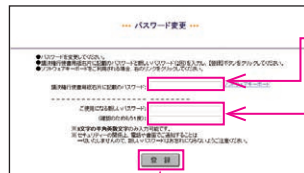
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



←「議決権行使コード」
を入力

←「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



←「初期パスワード」
を入力

←実際にご使用になる
新しいパスワードを
設定してください

←「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

「スマートSR」 について

「スマートSR」とは、みずほ信託銀行が提供する、当社と株主様との対話のDX化を推進するWebサービスで、議決権行使書のQRコードを読み取ることで、IDパスワードの入力不要でログインでき、以下の機能をご利用いただけます。

株主総会資料の閲覧	Web上での議決権行使 (スマート行使)
動画視聴	外部サイトへのリンク

また、株主総会資料の電子提供制度に対応しており、株主総会の3か月後までは24時間ご利用いただけます。

※実際にご提供する情報は発行会社により異なります。通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

「スマートSR」 画面イメージ (モバイル)

The image displays the mobile app interface for 'Smart SR'. At the top, there's a navigation bar with '総会情報' (General Meeting Information) and 'ログアウト' (Logout). Below this, a prominent blue button labeled '議決権行使サイトへ' (To the Proxy Voting Site) is highlighted with a red dashed box and an arrow pointing to it, with the text '「スマート行使」へ遷移ボタンは画面上部固定' (The 'Smart Exercise' transition button is fixed at the top of the screen). The main content area is divided into several sections: '株主様へのメッセージ' (Message to Shareholders), '株主総会資料' (General Meeting Documents) with links for '株主総会資料名: 1期決算報告書.pdf' and '株主総会資料名: 会務報告書の件.pdf', '外部リンク' (External Links) with a link to '企業サイトはこちら' (Go to the Company Site), and '動画' (Videos) featuring a video player for 'みずほダイレクト | 切替手続解説動画' (Mizuho Direct | Switching Procedure Explanation Video). Other sections include 'アクセス' (Access) and '決議事項' (Resolutions). A red dashed box around the '外部リンク' section is labeled '「外部リンク」へ遷移' (Transition to External Link). Another red dashed box around the '動画' section is labeled '動画視聴' (Video Playback). The bottom of the screen shows a '株主総会資料' section with a list of documents and a '議決権行使期間' (Proxy Voting Period) of 2025年06月25日 (水) 17時00分.

「スマートSR」について

「スマートSR」とは、みずほ信託銀行が提供する、当社と株主様との対話のDX化を推進するWebサービスで、議決権行使書のQRコードを読み取ることで、IDパスワードの入力不要でログインでき、各種機能をご利用いただけます。

「スマート行使」へのアクセスは、「スマートSR」ログイン後に【議決権行使サイトへ】ボタンを押下してください。その他ご利用いただける機能については、ログイン後の画面にてご確認ください。

ご利用期間

本通知受領後～株主総会終了後**3か月後**まで
(緊急メンテナンス等を除き、**24時間**ご利用いただけます)

ログイン方法

(1) QRコード読取による方法

- ・同封の議決権行使書に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りください（IDおよびパスワードのご入力不要です）。
- ・QRコードは株主総会の都度、新たに発行いたします。

(2) ID・パスワード入力による方法

- ・下記URLにアクセスいただき、議決権行使書右片の裏面に記載のIDおよびパスワードにてログインしてください。

ログインURL：<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>

- ・IDおよびパスワードは株主総会の都度、新たに発行いたします。
- ・パスワードは、ご利用される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ってご入力をされると使用できなくなります。その場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(ご注意事項)

※通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

※通信料金等は株主様のご負担となります。

※「スマートSR」の操作方法等に関するお問い合わせ先（みずほ信託銀行 証券代行部）

フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 9:00～21:00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案

剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金6.93円 総額174,507,573円
(年間配当金は、1 株につき中間配当金 3 円を含め、合計9.93円となります。)
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年 6 月22日

第2号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案につきましては、あらかじめ指名・報酬委員会での審議及び答申を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				年齢 性別	現在の当社における 地位及び担当	在任期間 (本総会終結時)			
1	いぬい 乾	やす 康	ゆき 之		満57歳 男性	代表取締役社長 (指名・報酬委員)	20年4ヶ月	再任		
2	いぬい 乾	たか 隆	し 志		満55歳 男性	取締役 専務執行役員	11年8ヶ月	再任		
3	むら 村	かみ 上	しょう 章	じ 二	満70歳 男性	社外取締役 (指名・報酬委員)	5年	再任	社外	独立役員
4	いわ 岩	た 田	けん 研	いち 一	満70歳 男性	社外取締役	4年	再任	社外	独立役員
5	ゆき 幸	むら 村	しお 潮	な 菜	満51歳 女性	社外取締役	1年	再任	社外	独立役員
6	の 野	せ 瀬	もと 素	ゆき 之	満68歳 男性	—	—	新任	社外	独立役員

候補者番号 1

再任



所有する当社株式の数
230,830株
在任年数
20年4ヶ月
取締役会出席回数
18回中18回

いぬい
乾

やす
康

ゆき
之

(1968年12月5日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2004年 4 月 当社入社
2006年 2 月 同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長
2007年12月 同常務取締役管理本部社長室長
2008年 2 月 同代表取締役専務取締役
2008年12月 同代表取締役社長
2013年 5 月 同代表取締役社長物流事業部門担当
2015年 4 月 同代表取締役社長コーポレート部門担当
2016年 4 月 同代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

乾康之氏は、2004年に当社入社後、当社の事業領域の全てを経験し、2014年の旧乾汽船株式会社との経営統合以降は、事業施策の立案・推進を中心に外航海運事業にも参画しております。現在も当社の事業領域の全般に亘り執行し、当社グループの主要プロジェクトを掌握・管理しております。2008年12月以降、代表取締役社長として当社の経営を担い、倉庫、運送、不動産、金融、海運の分野に幅広い人脈を有し、当社グループ事業に関する豊富な業務経験と知見を有しており、今後も当社グループの成長に必要不可欠であると判断したことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 2

再任



所有する当社株式の数
403,095株
在任年数
11年8ヶ月
取締役会出席回数
18回中18回

いぬい
乾

たか
隆

し
志

(1970年12月20日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 8 月 旧乾汽船株式会社入社
2007年 8 月 株式会社商船三井出向
2012年 6 月 旧乾汽船株式会社取締役経営管理部長
2014年 6 月 同代表取締役社長
2014年10月 当社取締役専務執行役員海運事業部門担当
2016年 4 月 同取締役専務執行役員
2017年 3 月 イヌイ運送株式会社代表取締役社長（現任）
2023年10月 当社取締役専務執行役員倉庫・運送事業セグメント担当（現任）

重要な兼職の状況

イヌイ運送株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

乾隆志氏は、旧乾汽船株式会社代表取締役社長を務めていたことから、海運事業経営に関する知見を有しており、2014年10月からは当社の取締役専務執行役員として経営を担っております。2017年には当社グループのイヌイ運送株式会社の代表取締役社長を兼任し、更に、2023年10月からは倉庫・運送事業セグメントにおける担当役員を務めており、ロジスティクスにおける業務経験と知見も有しております。また、グループ経営全般に亘り代表取締役社長の補佐役を務めており、今後も当社グループの成長に必要な不可欠であると判断したことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号 3

村 上 章 二 (1956年 1月12日生)

再 任

社 外

独立役員



所有する当社株式の数
3,843株

在任年数

5年

取締役会出席回数

18回中18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 日本郵船株式会社入社
2007年 4月 同経営委員 物流グループ長
2007年 6月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)社外取締役
2008年 4月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社(現郵船ロジスティクス株式会社)取締役執行役員
2010年10月 郵船ロジスティクス株式会社取締役執行役員
2011年 4月 同取締役常務執行役員
2013年 4月 同代表取締役専務執行役員
2017年 6月 同専務執行役員
2019年 4月 同顧問
2020年 1月 神原ロジスティクス株式会社社外取締役 (現任)
2021年 6月 当社社外取締役 (現任)
2022年 1月 ツネイシC/パリュース株式会社社外取締役
2024年 1月 常石商事株式会社社外取締役 (現任)
2024年 6月 ノーススタートランスポート株式会社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

神原ロジスティクス株式会社社外取締役
常石商事株式会社社外取締役
ノーススタートランスポート株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村上章二氏は、海上運送業を中心とした総合物流事業を営む企業グループでの物流部門の立ち上げ及びその事業規模拡大という実績を持ち、ロジスティクス分野についての深い知見及び広い人脈に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、それらの知見を当社経営に反映し、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。また、引き続き指名・報酬委員会の委員として、適切なコーポレート・ガバナンスの維持・向上にも積極的に関与していただきたいと考えております。

独立性に関する事項

- ・ 村上章二氏は、神原ロジスティクス株式会社社外取締役、常石商事株式会社社外取締役、ノーススタートランスポート株式会社社外取締役に務めておりますが、当社とこれらの会社の間に取引関係はございません。
- ・ 同氏は、当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

候補者番号 4

いわ たち けん いち
岩 田 研 一

(1955年 8月 4日生)

再 任

社 外

独立役員



所有する当社株式の数

3,008株

在任年数

4 年

取締役会出席回数

18回中18回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 三菱地所株式会社 入社
2009年 4月 同執行役員 リーシング営業部長
2011年 4月 同執行役員兼三菱地所ビルマネジメント株式会社取締役社長
2013年 4月 同常務執行役員兼三菱地所ビルマネジメント株式会社取締役社長
2014年 4月 同常務執行役員兼三菱地所プロパティマネジメント株式会社代表取締役社長執行役員
2015年 4月 同常務執行役員 大阪支店担当
2016年 4月 同専務執行役員 関西支店担当
2016年 6月 同執行役専務 関西支店担当
2020年 4月 同顧問
2020年 6月 株式会社横浜スカイビル代表取締役社長
2022年 6月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岩田研一氏は、総合デベロッパーでのオフィスのリーシング活動及びプロパティマネジメントの実績を持ち、当該分野についての深い知見及び広い人脈に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、それらの知見を当社経営に反映し、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

独立性に関する事項

・岩田研一氏は、当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

候補者番号 5

幸 村 潮 菜

(1974年11月27日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

828株

在任年数

1年

取締役会出席回数

15回中15回

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 株式会社ノヴァ入社
2003年5月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）入社
2012年4月 株式会社ロックオン（現株式会社イルグルム）入社
2013年9月 株式会社イノーバ入社
2014年4月 同取締役
2015年3月 ランサーズ株式会社入社
2017年2月 株式会社マクニカ入社
2018年5月 株式会社SaveMedical取締役
2021年9月 株式会社かがやくコスメ（現株式会社ウィルミナ）取締役
2022年2月 同代表取締役社長（現任）
2025年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社ウィルミナ代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

幸村潮菜氏は、EC事業会社での事業責任者を経て、デジタル領域のスタートアップ企業に共同創業者・取締役COOとして参画する等、企業経営や事業運営から培った豊富な知識・経験を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、それらの知見を当社経営に反映し、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

独立性に関する事項

- ・幸村潮菜氏は、株式会社ウィルミナ代表取締役社長を務めておりますが、当社と同社の間に取引関係はございません。
- ・同氏は、当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

候補者番号 6

の せ も と ゆ き
野 瀬 素 之 (1958年 5月12日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式の数
0 株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月 日本郵船株式会社入社
2011年 4月 同不定期船グループ長兼NYKグローバルバルク株式会社（現NYKバルク・プロジェクト株式会社）常務取締役
2013年10月 同バルク・プロジェクト貨物輸送グループ長兼NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社（現NYKバルク・プロジェクト株式会社）取締役・常務執行役員
2016年 4月 同経営委員兼NYKバルク・プロジェクト貨物輸送株式会社（現NYKバルク・プロジェクト株式会社）取締役・常務執行役員
2018年 4月 NYKバルク・プロジェクト株式会社代表取締役・社長執行役員
2023年 4月 同相談役
2025年 7月 協和海運株式会社顧問（現任）

重要な兼職の状況

協和海運株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

野瀬素之氏は、バルク貨物輸送を営む企業において経営者としてリーダーシップを発揮してきた実績に加え、広い人脈及び企業経営に関する豊富な知識・経験を有しております。同氏が社外取締役に選任された場合は、それらの知見を当社経営に反映し、業務執行の監督や経営全般に関する助言等により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待しております。

独立性に関する事項

- ・野瀬素之氏は、協和海運株式会社顧問を務めておりますが、当社と同社の間取引関係はございません。
- ・同氏は、当社の社外役員に関する独立性の基準を満たしております。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 村上章二、岩田研一、幸村潮菜、野瀬素之の4氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、村上章二、岩田研一及び幸村潮菜の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、野瀬素之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者との責任限定契約について
村上章二、岩田研一及び幸村潮菜の3氏は、当社との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第32条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、3氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、野瀬素之氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。
4. 取締役候補者との補償契約について
乾康之、乾隆志、村上章二、岩田研一、幸村潮菜の5氏は、当社との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をそれぞれ締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。
当社は、上記5氏の選任が承認された場合、当該補償契約を継続する予定であります。また、当社は、野瀬素之氏の選任が承認された場合、同氏との間で当該補償契約と同内容の契約を締結する予定であります。
5. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。
各取締役候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案

監査役1名選任の件

常勤監査役渡來義規氏及び監査役上野祐二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、あらかじめ指名・報酬委員会での審議及び答申を経ております。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名				年齢 性別	現在の当社における地位	在任期間 (本総会終結時)	
みや 宮	うち 内	いく 郁	はる 治	満60歳 男性	—	—	新任

宮内郁治

(1966年3月11日生)

新任



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1990年4月 当社入社
2017年12月 同コーポレートマネジメント部グループリーダー
2018年9月 同監査室グループリーダー
2022年4月 イヌイ運送株式会社管理部長
2023年6月 同取締役管理部門担当兼管理部長（現任）（2026年6月退任予定）

監査役候補者とした理由

宮内郁治氏は、総務、監査室及び子会社役員を通じて、当社の管理運営業務に関する知見を有しております。今後当社監査役として監査・監督機能を十分発揮し、職務を適切に遂行していただけるものと判断し、監査役候補者としております。

所有する当社株式の数

3,274株

- (注) 1. 宮内郁治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者との責任限定契約について
宮内郁治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第43条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 監査役候補者との補償契約について
宮内郁治氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結し、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとする予定であります。
4. 監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約について
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。
宮内郁治氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

(ご参考) 取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性ある企業統治体制を確立するため、幅広い業務経験や多岐にわたる専門性及び知見の確保を考慮し、取締役及び監査役を選任しております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の、取締役・監査役のスキルマトリックスは以下のとおりです。

氏名		分類		経験・専門性及び知見						
				企業経営	外航海運事業	倉庫・運送事業	不動産事業	グローバル	法務・コンプライアンス	財務・会計
取締役	乾 康之	代表	社長	●	●	●	●			
	乾 隆志		専務	●	●	●				
	村上章二		社外(独立)	●		●		●		
	岩田研一		社外(独立)	●			●			
	幸村潮菜		社外(独立)	●						
	野瀬素之		社外(独立)	●	●			●		
監査役	宮内郁治					●			●	
	山田治彦		社外(独立)							●
	吉田由子		社外(独立)						●	

- (注) 1. 監査役の山田治彦氏は、公認会計士資格を有しております。また、監査役の吉田由子氏は、弁護士資格を有しております。
2. 山田治彦氏は2023年6月22日開催の第103回定時株主総会にて、吉田由子氏は2025年6月20日開催の第105回定時株主総会にて、それぞれ監査役選任の決議をいただいております。現在在任期間中です。
3. 各人の有する経験・専門性及び知見のうち、主なもの最大4つに●印をつけています。

(ご参考) 社外取締役及び社外監査役の独立性基準

当社では、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）が東京証券取引所の定める独立性基準に加え、次のいずれにも該当しない場合、独立性を有している者と判断しております。

また、次のいずれかに該当する者であっても、当該人物が東京証券取引所で定める独立性基準を充足し、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を対外的に示した上で例外的に独立性を有する社外役員候補者として選任することができるしております。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）に業務執行取締役、執行役員その他の使用人（以下、「業務執行取締役等」という。）として所属したことがある者
2. 当社の株式を自己又は他者の名義をもって総議決権の10%以上の議決権を有する株主又は当該株主が法人、組合等の団体（以下、「法人等」という。）である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
3. 次のいずれかに該当する者
 - (1) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社グループとの取引額が当社グループ年間連結売上高の2%を超える者）又は当該取引先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
 - (2) 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
 - (3) 当社グループの主要な借入先（直近事業年度末の借入残高が当社グループ連結総資産の2%を超える者）又は当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属するその業務執行取締役等
 - (4) 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行取締役等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間100万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士その他専門的サービスを提供する者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれらの専門家
6. 当社グループから過去3年間の平均で年間100万円を超える寄付・助成を受けている者又は当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行取締役等
7. 当社グループの業務執行取締役、執行役員が他の会社の社外取締役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役等
8. 上記1から7までのいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当したことがある者

第4号議案

当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）の継続の件

当社は、2023年5月12日開催の当社の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、「当社株式の大規模買付行為等に関する対応策（買収防御策）」（以下、「現対応方針」といいます。）を導入することを決議し、2023年6月22日開催の当社の第103回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、その有効期間は2026年6月19日開催予定の当社第106回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、現対応方針導入後も、同意なき買収の動向等の社会・経済情勢の変化、昨今の買収への対応方針に関する司法判断の内容及び関連する法整備の状況並びにコーポレート・ガバナンスを含む様々な議論の進展等を踏まえ、中長期的に企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させる観点から、現対応方針の継続の是非や内容について取締役会において議論及び検討を進めてまいりました。

その結果、有効期間満了に先立ち、2026年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現対応方針に所要の変更を行った上で継続することを決議いたしました（以下、継続後の対応方針を「本対応方針」といいます。）。つきましては、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最後のものに関する定時株主総会の終結時までとします。

なお、本対応方針の継続にあたり、形式的な文言の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はございません。

また、本対応方針の継続を決定した上記取締役会には、独立社外取締役4名を含む当社取締役6名全員の賛成によって承認されるとともに、独立社外監査役3名を含む当社監査役4名全員が出席し、異議がない旨の意見が表明されております。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

I. 当社の経営権を有すべき者の在り方に関する基本方針（当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）

当社は、当社の経営権を有すべき者は、株主の皆様を含むステークホルダーとの調和を重んじ、株主の責任ある投資に適う事業活動を通じて、永続的な企業価値向上を目指す者であると考えております。そして、経営権を有する者かどうかの信任は、株主の皆様の総意に基づき決定されるべきと考えます。この考えを前提とし、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付けであっても、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付けの中には、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない、専ら自身の短期的な利得のみを目的とするようなものや明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、対象会社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものも少なからず存在し、当社は、そのような当社株式の大規模買付けを行う者については、当社の経営権を有すべき者として不適切であると考えております。さらに、大規模買付けの中には、対象会社の株主や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、対象会社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、対象会社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等も見受けられますが、それらの大規模買付けに対して有効に対抗することは必ずしも容易ではありません。当社は、このような当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そのため、このような者による当社株式の大規模買付けに対しては、予めその買付けに必要な手続を定め、また、大規模買付けを行おうとする者にその遵守を要求することで、当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業理念及び企業価値の源泉

当社は、創業の祖を同一とする外航海運事業を営む旧乾汽船株式会社と倉庫事業・不動産事業を営む旧イヌイ倉庫株式会社が、2014年10月に経営統合したことにより現在の形態となりました。旧乾汽船株式会社は1949年神戸証券取引所に、旧イヌイ倉庫株式会社は1961年東京証券取引所市場第二部に上場して以来、社会の公器として永続してまいりました。以降、様々な事業環境の変化があり、都度、業態業容に変化がございましたが、社会の一員として広く株主の皆様を含むステークホルダーのご愛顧により今日の当社があります。

運賃市況ボラティリティの大きい外航海運事業と、中長期の視点で景気波動の異なる倉庫事業及び不動産事業という3つの事業セグメントを適切に組み合わせることにより、可変性のある資産ポートフォリオを形成することで、事業の基盤を支え、競争力の源としていくことが、当社のユニークさであり、今も今後も経営の差別化戦略の源泉と考えております。

当社は、経営の基本方針として以下の3点を定めております。

① 資産の力を事業の力に

未来に向かって進化を続ける勝どき・月島は施設賃貸業の適地であり、当社の安定収益と財務基盤を支えます。この優良な資産があるから海運市況の変動に抗い船舶投資を行うことができます。当社のNew Ship Financeは含み益の顕在化策として優秀です。そして、強化される資産の力は更に強い基盤となります。

② FUN to WORK

我らの事業は、とても面白く、やりがいのある仕事で成り立っています。今いちど、その共有から始めます。「よくはこぶ」の実践は、常に厳しく、時に陰しいですが、働く喜びがあるのです。Fun to Workは「よくはこぶ」の源です。

③ 「らしさ」の追求

われらの「らしさ」は、実業に向き合い、地道な努力を練り込みながら生まれます。「らしさ」は差別化の源です。他と違うことを恐れず、素直に独自性を追求する、それが当社の「元気の素」です。

上記のとおり、当社は、長期的な視点にたつて上記経営の基本方針を着実に遂行していくことが、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

2. 中期経営計画に基づく企業価値向上への取組み

上記経営の基本方針の遂行に当たり、当社は、2026年度から2028年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり、3つの事業領域とコーポレート部門の充実に向けた各種施策に取り組んでおります。詳細につきましては、2026年3月26日付けで公表しております「「中期経営計画 あしたも元気」策定に関するお知らせ」¹をご参照ください。

- ① 外航海運事業 : 長期的に「よくはこぶ」Handy船隊運営
- ② 倉庫・運送事業 : 実業の地力は鍛え続けつつ、新たな構想で「あした」を創る
- ③ 不動産事業 : 事業基盤を支え、勝どきの暮らしを未来へはこぶ

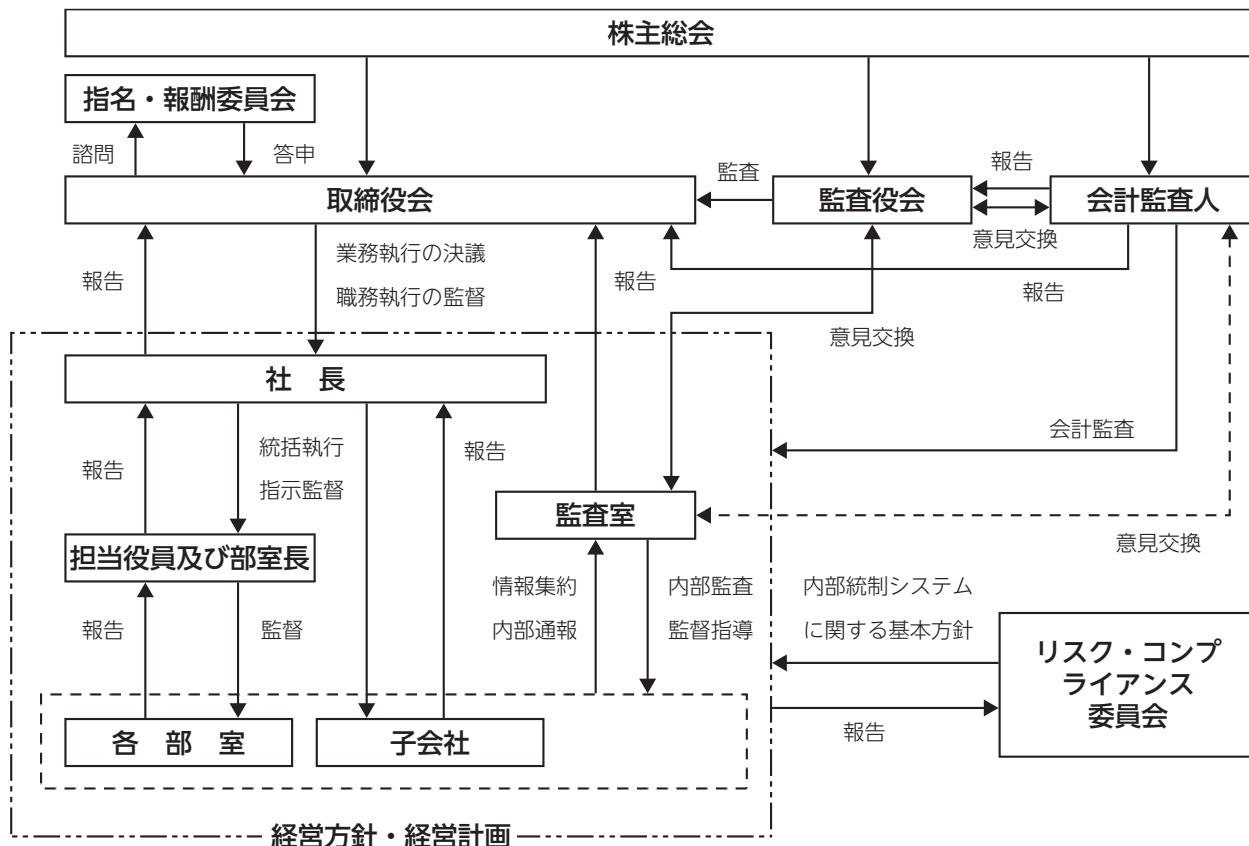
3. コーポレートガバナンスに関する取組み

当社は、コーポレートガバナンス体制の構築に当たり、経営の健全性、透明性、効率性を継続的に高めていくことを重要な経営課題としており、経営責任の明確化及び株主の信任を毎年得ることによるコーポレートガバナンス体制の強化のため等の目的で取締役の任期を1年とするとともに、監査役制度を基礎として、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たす社外取締役及び社外監査役を選任しております。

また、透明性の高い簡素でムダのない体制を前提とし、取締役会の監督機能の実効性を最大限高めるため、取締役6名のうち3分の2に当たる4名を経営陣から独立した社外取締役としております。このような体制とする最大の理由は、執行部門における濃密なコミュニケーションとそれによる経営の意思決定の迅速性であり、その体制故に経営判断が拙速となる可能性を回避するとともに、取締役会の監督機能の実効性を高めることを意図しております。

さらに、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会を設置し（2017年度まで当社が任意で設置していた報酬委員会に、取締役の指名等に係る諮問機能を追加拡充して2018年度に設置したものです。社長1名、独立社外取締役2名（内1名が指名・報酬委員会委員長）で構成されております。）、取締役・監査役の選解任や社長の選解任の方針、報酬の方針及び内容等を審議・決定し、取締役会へ答申するなど、独立社外役員による経営監督を強化し、実効性あるコーポレートガバナンス体制の構築に努めております。

《ご参考・当社コーポレートガバナンス体制の模式図》



Ⅲ. 本対応方針（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本対応方針継続の目的

当社は、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として、本対応方針を継続いたします。本対応方針の継続に関する当社の考え方の詳細は、以下の通りです。

当社は、現在においては持株比率15%を超える当社株主は存在しておらず当社株式は分散しているものの、今後市場内外において短期間に大量に当社株式が買い占められるリスクは必ずしも低いものではないと思料されることから、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様の共同の利益のため、対象者を限定しない形で、当社株式の大規模買付行為等を防止するための対応方針（買収への対応方針）を継続することが必要であると判断いたしました。

なお、当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本対応方針の継続が必要であるとの結論に達しました。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会において、本対応方針の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において、本対応方針の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを条件として、本対応方針の継続を決定しました。

なお、2026年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の株式保有状況」のとおりであり、現時点において、当社株式について大規模買付行為等に係る提案を受けているわけではありません。

2. 本対応方針の内容

本対応方針は、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定すると共に、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本対応方針に係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本対応方針は以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本対応方針に定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等²について、当社の特定の株主の株式等保有割合³が15%⁴以上となる買付けその他の取得⁵
- (ii) 当社が発行者である株式等⁶について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁷及びその特別関係者⁸の株式等所有割合の合計が15%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁹
- (iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係¹⁰を樹立する行為¹¹（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が15%以上となるような場合に限りません。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくと共に、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

（i）大規模買付者の概要

- （I）氏名又は名称及び住所又は所在地
- （II）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴
- （III）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容
- （IV）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要
- （V）国内連絡先
- （VI）大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法
- （VII）主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

（ii）大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

（iii）大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹²その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹³（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたときと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたときと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下、「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細。なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株式等の第三者への譲渡等又は重要提案行為等を行うこと、その他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件

-
- の内容)、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。)
- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯(算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
 - (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者(直接であるか間接であるかを問いません。))を含みます。)の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的内容を含みます。)
 - (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡(当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ)の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
 - (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
 - (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
 - (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的内容
 - (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。)、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等(大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。)
 - (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
 - (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
 - (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者(下記⑤(ii)に定義されます。))に該当しないことを誓約する旨の書面
 - (xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、

国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- (xv) 大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）すると共に、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本対応方針に別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知すると共に、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本対応方針では、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。現在の独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙3のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(i) 大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合、その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止又は発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

(ii) 大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本対応方針に規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下(イ)から(ロ)までに掲げる事由（これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ニ) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株式等の売却を強要する虞がある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
- (ト) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。））、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

-
- (f) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げる虞があると判断される場合
 - (g) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
 - (x) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
 - (h) その他(i)から(x)までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとしします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反する虞がある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に関問べく、下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとしします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本対応方針による対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。当該株主総会の決議は、当該株主総会に出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主総会において本対応方針による対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本対応方針による対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本対応方針による対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本対応方針による対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本対応方針に規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本対応方針における対抗措置の具体的内容

当社が本対応方針に基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本対応方針に基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙４「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といい、別紙４「新株予約権無償割当ての概要」７．に定義する者を指します。）による権利行使は認められないとの行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了時点において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本対応方針を修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本対応方針の内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本対応方針が廃止され又は本対応方針の内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」、その他昨今の買収への対応方針に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本対応方針は、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、現対応方針から本対応方針へ改定の上、継続されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、株主・投資家の皆様及び買付者等の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応策を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

当社は、取締役会において決議された本対応方針の継続を本定時株主総会において議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しています。また、上記2. (3)に記載したとおり、本対応方針は、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本対応方針の廃止の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本対応方針に定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本対応方針の存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本対応方針に基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本対応方針の透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収への対応方針ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本対応方針は、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収への対応方

針)ではありません。

また、当社における取締役の任期は1年であり、当社では期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収への対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本対応方針の継続による株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の継続に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本対応方針の継続が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本対応方針を遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に登録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当事者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当事者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当事者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

¹ <https://ssl4.eir-parts.net/doc/9308/tdnet/2781385/00.pdf>

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）、弁護士並びに会計士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株式等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

⁴ 本対応方針においては、その発動の基準として15%という数値基準を採用させていただくこととしておりますが、これは、①企業会計上、15%が持分法適用の有無を決する一つの基準として用いられているほか、議決権割合の1／6超（約16.7%超）という数値が、簡易合併等について株主総会での承認省略を阻止し得る数値として会社法上も重要な意義を有していること（会社法第796条第3項、会社法施行規則第197条第1号等ご参照）、②当社において、過去に、濫用的買収者と疑われる者に30%程度を取得され、訴訟対応等も生ずるなど、当社の経営に悪影響が生じた歴史的経緯があること、③今後市場内外において短期間に大量に当社株券等が買い占めら

れるリスクは必ずしも低いものではないと思料されること、④現在、持株比率15%を超える株主が存在しておらず株が分散していること、⑤米国のライツ・プランでも15%を対抗措置の発動基準としている例が多数存在し、わが国でも15%を対抗措置の発動基準として用いている例も存在すること等々の事情を総合的に勘案した結果であります。

- ⁵ 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- ⁶ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- ⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- ⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第2条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- ⁹ 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- ¹⁰ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上げりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとし、具体的には、別紙5「共同行為等認定基準」記載の基準を用いて判定されることとします。
- ¹¹ 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- ¹² 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。
- ¹³ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

当社の大株主の株式保有状況

(2026年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,916	7.61
US BANK NATIONAL ASSOCIATION JP ACCTS TS	1,888	7.50
松岡冷蔵株式会社	962	3.82
東京海上日動火災保険株式会社	898	3.57
株式会社三井住友銀行	848	3.37
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	782	3.11
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	710	2.82
INTERACTIVE BROKERS LLC	680	2.70
みずほ信託銀行株式会社	501	1.99
尾道造船株式会社	473	1.88

（注）当社は自己株式（891,492株）を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会規程は、当社の取締役会が2026年5月13日に継続を決議した「当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）」（その後の改正、更新等を含み、以下「本対応方針」という）について、対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保するために設置された独立委員会が従うべき手続その他の事項を定めることにより、もって、当社の中長期的な企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とする。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の経営陣から独立している、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、又は(3)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当該選任の対象となる独立委員会委員以外の独立委員会委員全員同意を得た上で、当社取締役会の決議に基づき選任するものとする。
3. 独立委員会委員の任期は、原則として、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時又は別途独立委員会委員と当社が合意した日のいずれか早い日までとする。但し、当社の社外取締役又は社外監査役である独立委員会委員が当社の社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、各独立委員会委員又は当社代表取締役（代表取締役に事故その他やむを得ない事由のあるときは、取締役会が指名した取締役）が随時これを招集することができる。
5. 独立委員会委員は、互選をもって委員長を定める。
6. 独立委員会委員は、独立委員会委員毎にそれぞれ独立委員会における議決権1個を有するものとし、独立委員会における決議は、原則として独立委員会委員の全員が出席（会議電話及びテレビ電話による出席を含む）し、その全会一致をもってこれを行う。但し、独立委員会委員に事故その他やむを得ない事情があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その全会一致をもってこれを行うことができる。

-
7. 独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会が予め合理的に指定する日までに、取締役会から諮問された以下の各号に記載される事項について、審議の上決議を行い、その決議の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。但し、独立委員会は、必要に応じて当社からの諮問事項以外につき取締役会に対し勧告することができる。
- (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3) 本対応方針に係る対抗措置の発動に関し株主意思確認を行うこと
 - (4) 本対応方針の廃止又は変更
 - (5) その他本対応方針に関連して当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
8. 独立委員会委員は、かかる決議にあたっては、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
9. 独立委員会は、その職務の執行にあたり、必要に応じて、当社の費用で、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができる。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

2026年5月13日時点の独立委員会の委員は、以下の3名です。2026年5月13日時点の独立委員会委員の取締役としての任期は、本株主総会の終結の時までとなっております。

<2026年5月13日時点>

神林 伸光 (かんばやし のぶみつ)

【略歴】

1948年5月28日生

1971年4月 川崎重工業株式会社入社

1998年4月 同船舶事業本部営業本部商船営業部長

2008年4月 同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長

2010年4月 株式会社川崎造船代表取締役社長兼川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）

2010年10月 川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント

2013年6月 同特別顧問

2015年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長

2016年3月 東海カーボン株式会社社外取締役

2017年6月 当社社外取締役（現任）

2023年6月 一般財団法人日本船舶技術研究協会特別顧問（現任）

神林伸光氏は、現在、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

村上 章二（むらかみ しょうじ）

【略歴】

1956年1月12日生
1978年4月 日本郵船株式会社入社
2007年4月 同経営委員 物流グループ長
2007年6月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社（現郵船ロジスティクス株式会社）
社外取締役
2008年4月 同経営委員兼郵船航空サービス株式会社（現郵船ロジスティクス株式会社）
取締役執行役員
2010年10月 郵船ロジスティクス株式会社取締役執行役員
2011年4月 同取締役常務執行役員
2013年4月 同代表取締役専務執行役員
2017年6月 同専務執行役員
2019年4月 同顧問
2020年1月 神原ロジスティクス株式会社社外取締役（現任）
2021年6月 当社社外取締役（現任）
2022年1月 ツネイシC/バリューズ株式会社社外取締役
2024年1月 常石商事株式会社社外取締役（現任）
2024年6月 ノーススタートランスポート株式会社社外取締役（現任）

村上章二氏は、会社法第2条第15号に規定される当社の社外取締役です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

吉田 由子（よしだ ゆうこ）

【略歴】

1975年4月3日生
2000年10月 弁護士登録
中央国際法律事務所入所
2003年6月 東京丸の内法律事務所入所
2010年3月 育児のため一時休業
2016年5月 弁護士再登録
東京丸の内法律事務所再入所
2019年11月 一般財団法人放送番組国際交流センター資産運用委員会委員（現任）
2023年1月 東京丸の内法律事務所パートナー弁護士（現任）
2025年6月 当社社外監査役（現任）

吉田由子氏は、会社法第2条第16号に規定される当社の社外監査役です。

また、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これら

の者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

例外事由該当者とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

- (1) 大規模買付者
- (2) 大規模買付者以外の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）
- (3) 大規模買付者以外の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）
- (4) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - ① 上記(1)から本(4)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - ② 上記(1)から本(4)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他アドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し、又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。また、「これらの者が実質的に支配し、又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に該当するか否かの判断は、別紙5「共同協調行為等認定基準」記載の基準を用いて行われるものとし、ます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得ます。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、2026年6月19日開催の当社第106回定時株主総会において継続を付議予定の当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収への対応方針）（以下「本対応方針」といいます。）で定義される大規模買付者を含む「例外事由該当者」の認定に際して、具体的には、「これらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、具体的には「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記(1)に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社（買収者を含め、「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。
- (1) 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 - (2) 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
 - (3) 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
 - (4) 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいた、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 - (5) 買収者が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
 - (6) 上記(5)の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者と共にその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 - (7) 上記(5)記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取

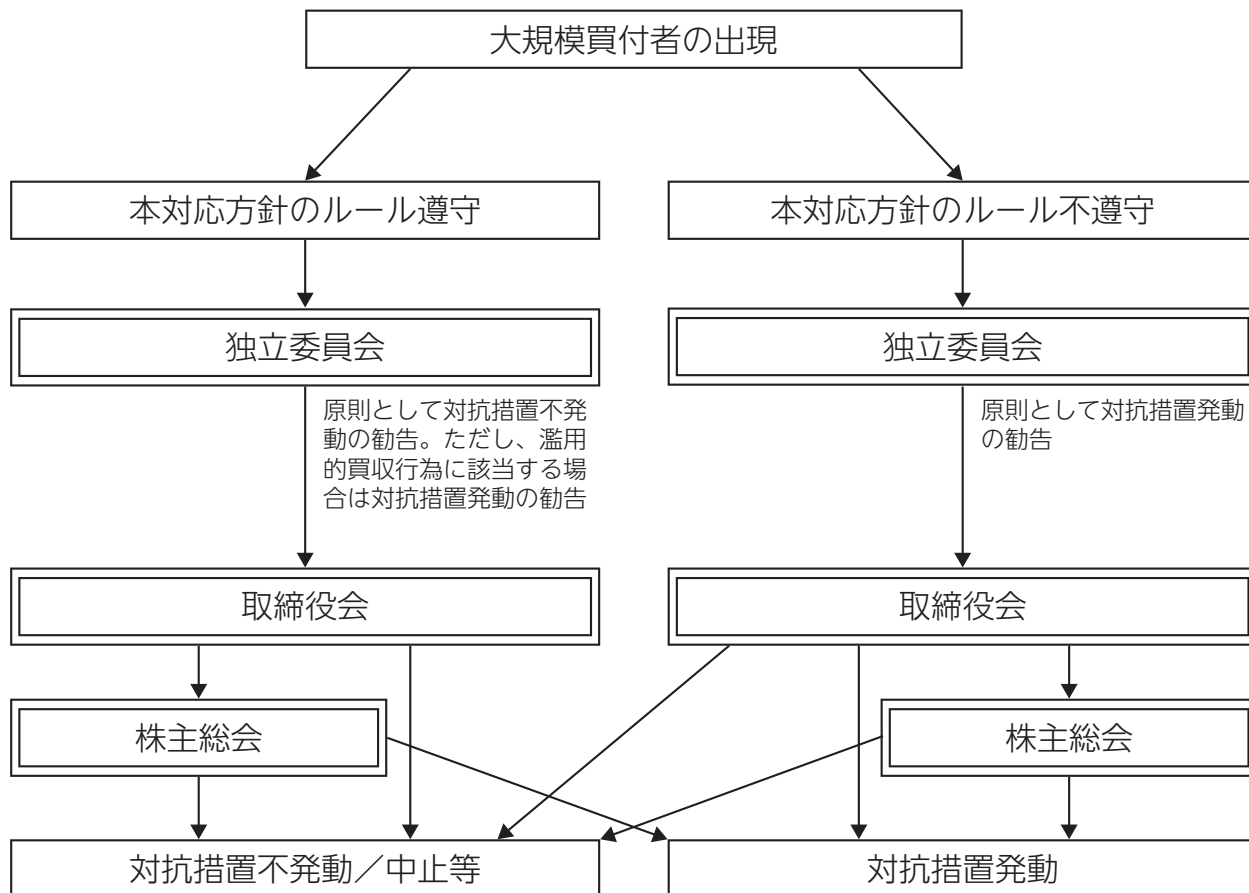
締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値の毀損の恐れ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損の恐れはどの程度か

- (8) 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
- (9) 買収者との間で、直接・間接に、役員（役員に相当する支配力を有すると認める者を含みます。）兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
- (10) 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この(10)を唯一の根拠として「例外事由該当者」と認定してはならないものとする。）
- (11) 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この(11)を唯一の根拠として「例外事由該当者」と認定してはならないものとする。）
- (12) その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
- (13) その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

(参考資料)

本対応方針の手続きの流れに関する概要



※本図は、本対応方針の手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照下さい。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、商品価格の見直しや高付加価値サービスの提供等による業績改善が設備投資の増加を促し、景気は緩やかながらも回復傾向が見られました。一方で、中東情勢の緊迫した状況が長期化する中、エネルギー供給への懸念や資源価格の変動リスクが高まり、為替動向と併せて企業活動への影響が懸念されるなど、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの業績は、外航海運事業における市況の底堅い推移や為替の影響、前年度に計上した船舶売却に係る固定資産売却益の剥落、及び不動産事業においてプラザ勝どきの再開発計画からリノベーション計画への変更に伴う建設仮勘定の減損損失の計上等により、売上高は前期比1,866百万円増収（＋5.9％）の33,636百万円、営業利益は前期比1,497百万円減益（△41.0％）の2,158百万円、経常利益は前期比1,879百万円減益（△49.0％）の1,956百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比4,188百万円減益（△83.4％）の833百万円となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

①外航海運事業（ロジスティクス）

外航海運事業におけるハンディ船市況は、上期は国際的な通商環境の不透明感や荷動き停滞懸念等の影響もあり、前年度に比して軟調に推移いたしました。第3四半期には回復の動きが見られたものの、年明けには一時的に軟化し、その後は持ち直しの動きが見られました。

なお、当連結会計年度における当社グループの平均為替レートは¥149.99/対US\$（前期は¥152.84）となりました。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、市況の変動や為替の影響を受けたものの、前年度下期及び当連結会計年度に竣工・稼働開始した新造船並びに新規用船の寄与により稼働日数が増加したことに加え、貸船収入に比して単価の高い運賃収入が増加したこと等により、売上高は前期比2,162百万円増収（＋9.2％）の25,747百万円となりました。セグメント利益は、市況が前期に比して低い水準で推移した影響に加え、新造船の竣工に伴う減価償却費の増加等により前期比1,392百万円減益（△65.1％）の747百万円となりました。

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

物流業界におきましては、貨物保管残高は前期を上回る水準で推移し、貨物取扱量は前期をやや上回る水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、倉庫業における取扱高は前期とほぼ同水準であった一方、連結子会社の引越業においては取扱高が増加したため、セグメント売上高は前期比51百万円増収（＋1.3％）の3,955百万円となりました。セグメント利益は、前期比45百万円増益（＋13.0％）の393百万円となりました。

③不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は、大型オフィスの供給の影響がある一方で、集約移転や管内増床等で空室の消化が進み、平均空室率は低下傾向が見られました。また、東京23区の賃貸マンション市況については引き続き堅調に推移しております。

当社グループが賃貸物件を所有する月島・勝どきエリアは都心へのアクセスに優れた好立地に位置しており、市況は好調に推移しております。

このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、プラザ勝どきを2025年3月末に閉館したことにより、売上高は前期比348百万円減収（△8.1％）の3,933百万円、セグメント利益は前期比90百万円減益（△4.4％）の1,986百万円となりました。

事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	
	金額（百万円）	構成比（％）
外航海運事業	25,747	76.5
倉庫・運送事業	3,955	11.8
不動産事業	3,933	11.7
合 計	33,636	100.0

（２）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は3,918百万円であります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
外航海運事業において、新造船舶2隻に対し、当連結会計年度中に2,843百万円投資しております。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充、改修
該当事項はありません。
- ③ 当連結会計年度における重要な固定資産の売却、撤去、減失
該当事項はありません。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2026年度から2028年度までを対象年度とする中期経営計画を公表しております（注）。

同計画では、経営の基本方針として、①資産の力を事業の力に、②FUN to WORK、③「らしさ」の追求の3つを定めております。当社グループは、当該経営の基本方針に従い、事業及び株主価値の向上のための自助努力を推進しております。各事業セグメントにおいては、本中期経営計画に基づく次のそれぞれの事業別の基本方針に則した施策を検討、実施しております。

外航海運事業につきましては、「長期的に『よくはこぶ』Handy船隊運営」を事業別の基本方針としております。

倉庫・運送事業につきましては、「実業の地力は鍛え続けつつ、新たな構想で『あした』を創る」を事業別の基本方針としております。

不動産事業につきましては、「事業基盤を支え、勝どきの暮らしを未来へはこぶ」を事業別の基本方針としております。

なお、当社の配当政策につきましては、4. 会社の体制及び方針（1）剰余金の配当等の決定に関する方針をご参照ください。

また、当社は本中期経営計画を着実に推し進め、持続的に成長していくために、コーポレート・ガバナンスの実効性を引き続き強化してまいります。

（注）中期経営計画の詳細は、以下の当社ウェブサイト（IR（投資家情報）－中期経営計画）をご参照ください。また、同ウェブサイトにおいてご覧いただける補足説明資料も併せてご参照ください。
(<https://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html>)

(5) 財産及び損益の状況

		第103期 2023年3月期	第104期 2024年3月期	第105期 2025年3月期	第106期 2026年3月期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	44,267	29,494	31,770	33,636
営業利益	(百万円)	13,067	1,678	3,656	2,158
経常利益	(百万円)	13,431	1,917	3,836	1,956
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,857	1,194	5,021	833
1株当たり当期純利益	(円)	393.71	47.64	199.88	33.11
総資産	(百万円)	69,573	66,505	74,903	78,698
純資産	(百万円)	34,060	31,618	36,875	37,415
1株当たり純資産	(円)	1,359.72	1,259.76	1,467.24	1,485.83

（注）1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
DELICA SHIPPING S.A.	3	100.0	船舶の所有及び貸渡業
イヌイ運送株式会社	100	100.0	一般貨物運送
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	20	100.0	荷役作業請負、貨物運送

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 企業集団の主要な事業セグメント

- ① 外航海運事業（ロジスティクス）
船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業
- ② 倉庫・運送事業（ロジスティクス）
倉庫、荷役、貨物運送
- ③ 不動産事業
施設賃貸

(8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社

名称	事業拠点
本社	東京都中央区
マンション・オフィスビル等	東京都：5 件 神奈川県：1 件
倉庫・文書センター	東京都：5 事業所 埼玉県：1 事業所 千葉県：2 事業所 神奈川県：2 事業所

- ② 子会社

会社名	事業拠点
DELICA SHIPPING S.A.	(本社 パナマ共和国) パナマ共和国：1 事業所
イヌイ運送株式会社	(本社 東京都江東区) 東京都：3 事業所 その他：2 事業所
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	(本社 東京都中央区) 東京都：4 事業所 その他：3 事業所

(9) 事業の用に供する船舶の状況

	船名	船種	総トン数	重量トン数
子会社	KEN GOH 他 計 22隻	貨物船	498,795トン	801,236 DWT
用 船	計 8隻	貨物船	201,730トン	322,645 DWT
合 計	30隻		700,525トン	1,123,881 DWT

(10) 企業集団の使用人の状況

セグメント別 使用人数	使用人数（人）	前連結会計年度末比増減（人）
外航海運事業	32(1)	2(0)
倉庫・運送事業	123(32)	3(△7)
不動産事業	5(2)	△1(2)
全社（共通）	28(9)	3(1)
合計	188(44)	7(△4)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	20,296
株式会社みずほ銀行	7,483
株式会社愛媛銀行	3,248
株式会社三菱UFJ銀行	450
株式会社伊予銀行	225

(12) その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 25,181,468株
 (自己株式891,492株を除く)
 (3) 株主数 16,923名
 (4) 上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 1,916	% 7.61
US BANK NATIONAL ASSOCIATION JP AC CTS TS	1,888	7.50
松岡冷蔵株式会社	962	3.82
東京海上日動火災保険株式会社	898	3.57
株式会社三井住友銀行	848	3.37
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	782	3.11
LIM JAPAN EVENT MASTER FUND	710	2.82
INTERACTIVE BROKERS LLC	680	2.70
みずほ信託銀行株式会社	501	1.99
尾道造船株式会社	473	1.88

(注) 持株比率は当社が保有する自己株式（891,492株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社役員に対する企業価値向上へのインセンティブの付与及び当社役員と株主の皆様との一層の価値共有のため、当社役員に対する報酬等の一部に譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。当該制度における譲渡制限付株式報酬は、全ての取締役に対して一律に同額相当を支給する固定株式報酬と、業績連動報酬等を含む金銭報酬の合計額に一定割合を乗じた額相当を支給する業績連動株式報酬とで構成されております。

当事業年度中に当社役員に交付した株式の区分別合計は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	33,515株	2名
社外取締役	3,312株	4名
監査役	—	—

3

会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	乾 康 之	
取締役専務執行役員	乾 隆 志	倉庫・運送事業セグメント担当 イヌイ運送株式会社代表取締役社長
取締役	神 林 伸 光	一般財団法人日本船舶技術研究協会特別顧問
取締役	村 上 章 二	神原ロジスティクス株式会社社外取締役 常石商事株式会社社外取締役 ノーススタートランスポート株式会社社外取締役
取締役	岩 田 研 一	
取締役	幸 村 潮 菜	株式会社ウィルミナ代表取締役社長
常勤監査役	渡 来 義 規	
監査役	山 田 治 彦	公認会計士（山田治彦公認会計士事務所所長） 株式会社東京証券取引所社外監査役 株式会社JPX総研社外監査役
監査役	上 野 祐 二	東京団地倉庫株式会社常勤監査役
監査役	吉 田 由 子	弁護士（東京丸の内法律事務所パートナー） 一般財団法人放送番組国際交流センター資産運用委員会委員

- (注) 1. 神林伸光、村上章二、岩田研一、幸村潮菜の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 渡来義規、山田治彦、吉田由子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役神林伸光、取締役村上章二、取締役岩田研一、取締役幸村潮菜、常勤監査役渡来義規、監査役山田治彦、監査役吉田由子の7氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役山田治彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2026年3月31日時点の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長	乾 康 之	—
専務執行役員	乾 隆 志	倉庫・運送事業セグメント担当
執行役員	岩 原 知 行	外航海運事業セグメント担当
執行役員	久 田 哲 郎	物流研究室・総務部担当

・乾康之氏及び乾隆志氏は、取締役を兼務しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役神林伸光、村上章二、岩田研一、幸村潮菜の4氏及び常勤監査役（社外監査役）渡來義規、社外監査役山田治彦、監査役上野祐二、社外監査役吉田由子の4氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、取締役乾康之、乾隆志、神林伸光、村上章二、岩田研一、幸村潮菜の6氏及び監査役渡來義規、山田治彦、上野祐二、吉田由子の4氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約をそれぞれ締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。但し、同条第2項各号の費用等（上記各氏が任務懈怠責任を負う場合の損失及び悪意又は重大な過失により第三者に対して損害賠償責任を負う場合の損失等）を補償の対象外とするほか、上記各氏が悪意又は重大な過失により法令・定款その他の社内規程又は当社に対して負担する契約上の義務に違反したことが明らかで、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、及び、上記各氏が当社に対する誹謗中傷、情報漏洩又は競業行為その他の背信行為を行い、当社が補償を行うことが適切ではないと判断した場合、並びに、当社が上記各氏を提訴する場合（株主代表訴訟による場合を除きます。）の費用等を補償の対象外とすることにより、上記各氏の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、違法に利益又は便宜を得る行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為など一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、当該保険契約の保険料は、全ての被保険者について全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者は、当社の全取締役及び全監査役、子会社であるイヌイ運送株式会社、イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社及びDELICA SHIPPING S.A.の全取締役及び全監査役であります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア 決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、当社の事業内容、執行責任領域等を踏まえ、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬、及び業績連動金銭報酬）並びに株式報酬（固定株式報酬及び業績連動株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、金銭報酬（固定金銭報酬としての基本報酬）及び株式報酬（固定株式報酬）のみを支払うこととする。また、全ての取締役について、役員賞与、役員退職慰労金は設けず、使用人分給与も支給しないこととする。

なお、本方針は、取締役会において決定されており、本方針に関する取締役会の権限及び裁量の範囲は、下記②「取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」記載の株主総会の決議の範囲内に限定されます。また、本方針の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会（代表取締役1名、独立社外取締役2名で構成されており、独立社外取締役のうち1名が委員長であります。）において審議され、その答申を踏まえて、取締役会で決議されております。

(ii) 基本報酬（固定金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、年間報酬額を12等分した月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとする。

(iii) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

1) 金銭報酬

業績連動金銭報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため定量的な業績指標を反映した現金報酬とし、各種業績評価項目に対する達成度合いに応じて算出された額を業務執行取締役に対して支給する。なお、業績連動金銭報酬は、基本報酬と同様に年間報酬額を12等分して月例支給する。

目標となる業績指標とその値は、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

2) 非金銭報酬等（株式報酬）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、 i) 全ての取締役に対して一律に同額相当を支給する固定株式報酬と、 ii) 基本報酬（固定金銭報酬）及び業績連動金銭報酬を合算した額に役位、職責に応じて設定した一定割合を乗じた額相当を支給する業績連動株式報酬とし、 i) 及び ii) のいずれも年間報酬額相当の株式を事業年度毎に交付する。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の事業内容、執行責任領域を踏まえ、役位が高いほど業績連動報酬（業績連動金銭報酬及び業績連動株式報酬）のウェイトが高まる構成とし、指名・報酬委員会に

において検討を行う。取締役会は指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、代表取締役社長の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等＝50：25：25（当社が標準的と考える水準の場合）とする。一方、役付でない取締役執行役員の場合には、固定金銭報酬としての基本報酬：業績連動金銭報酬：非金銭報酬等＝80：10：10（当社が標準的と考える水準の場合）とし、役位に応じ、職責や報酬水準を考慮し決定する。また、社外取締役の種類別の報酬割合については、固定金銭報酬としての基本報酬：非金銭報酬等＝90：10を目安とする。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会が、指名・報酬委員会に原案を諮問して得た答申を踏まえ、定時株主総会終了後に開催される取締役会で決定することとする。

イ 決定方針の決定の方法

上記の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、指名・報酬委員会の答申を受けて、取締役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2008年2月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は0名）であります。

また、2018年6月22日開催の第98回定時株主総会において、上記取締役の報酬等とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のための報酬等を、年額60百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）で支給すること、及び、年85,000株以内の譲渡制限付株式を発行又は処分することを決議いただいております。なお、当該株式の譲渡制限期間は5年で設定しており、また、取締役が当該譲渡制限期間満了前に当社の取締役等を退任又は退職した場合等には、その退任又は退職につき正当な理由がある場合を除き、当社は、株式を当然に無償で取得することとしております。当該株主総会の終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役は3名）であります。

監査役の報酬等の額は、2007年2月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会の終結時の監査役の員数は4名であります。

上記のほか、2009年2月26日開催の第88回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給を行うことについて決議いただいております。当該打切り支給の対象となる役員の員数は7名でありましたが、現在は、当該打切り支給額の未払残高が取締役1名に対し7百万円あります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の固定金銭報酬及び固定株式報酬については、各取締役の役位及び職責を踏まえ、取締役会で審議し決定しました。また、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動金銭報酬は、年間配当金及び目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）をもとに、それぞれ取締役会で審議し決定しました。さらに、当事業年度に係る取締役の個人別の業績連動株式報酬については、固定金銭報酬及び業績連動金銭報酬の合計額に、役位及び職責に応じて取締役会で審議し決定した一定割合を乗じた額としました。これらの

取締役会での審議・決定は、いずれも指名・報酬委員会からの答申を尊重して行っております。これらを踏まえ、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会が決定した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象役員 の員数 (名)
		金銭報酬		譲渡制限付株式報酬		
		固定	業績連動	固定	業績連動	
取締役 (うち社外取締役)	198 (35)	89 (31)	65 (―)	6 (4)	38 (―)	6名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	35 (28)	35 (28)	― (―)	― (―)	― (―)	5名 (4名)

- (注) 1. 業績連動金銭報酬の支給にあたり、当社では、2025年4月から2025年6月までの支給分については2024年3月期の業績指標を用いて、2025年7月から2026年3月までの支給分については2025年3月期の業績指標を用いて、それぞれ金額を算定しております。
2. 業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標及びその実績値並びに、当該業績指標を選定した理由

	業績連動金銭報酬の算定の基礎として選定した業績指標	業績指標の実績値
2025年4月から2025年6月までの支給分	2024年3月期における、以下の数値 ・年間配当金	14.28円
	・目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）	五段階で3/5
2025年7月から2026年3月までの支給分	2025年3月期における、以下の数値 ・年間配当金	76円
	・目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）	五段階で3/5

年間配当金を業績指標として選定した理由は、株主の皆様との価値共有が進められると判断したためです。また、目標達成度（事業ごとに定めた行動目標の平均達成度）を選定した理由は、これが期首に策定した全部署の行動目標に対する評価結果を反映するものであるためです。なお、業績指標選定に際しては指名・報酬委員会の答申を経ております。

3. 業績連動報酬等の額の算定方法
業績連動金銭報酬の額の算定については、それぞれの業績指標毎に定められた標準となる報酬額に対し、業績指標実績に応じ当社が定めた支給係数を掛けた額を合計する方法としております。また、業績連動譲渡制限付株式報酬の額は、事業年度毎の金銭報酬総額に対し、役位、職責に応じて設定した10～33%の割合で変動する数値を乗じた金額としております。
4. 当社は、非金銭報酬等として、取締役に対する譲渡制限付株式を交付しております。当該株式報酬の内容は上記「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」及び「②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項」に記載のとおりであり、その交付状況は上記「2. 会社の株式に関する事項（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
5. 当事業年度において、社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬等はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	神 林 伸 光	一般財団法人日本船舶技術研究協会 神原ロジスティクス株式会社	特別顧問 社外取締役
取締役	村 上 章 二	常石商事株式会社 ノーススタートランスポート株式会社	社外取締役 社外取締役
取締役	幸 村 潮 菜	株式会社ウィルミナ 山田治彦公認会計士事務所	社外取締役 代表取締役社長 所 長
監査役	山 田 治 彦	株式会社東京証券取引所 株式会社JPX総研	社外監査役 社外監査役
監査役	吉 田 由 子	東京丸の内法律事務所 一般財団法人放送番組国際交流センター	弁 護 士 資産運用委員会委員

(注) 山田治彦氏が社外監査役を務める株式会社東京証券取引所との間には、当社が東京証券取引所に株式を上場していることから、3百万円未満の年間上場料等の支払の取引関係がございますが、金額及び内容に照らして、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断しております。その他に上記兼職先と当社の間には取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	神 林 伸 光	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、造船業界における長年の経験と知見から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役	村 上 章 二	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、ロジスティクス業界における長年の経験と知見から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役	岩 田 研 一	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、総合デベロッパー企業の経営で培われた長年の経験と知見から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役	幸 村 潮 菜	2025年6月20日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席し、デジタル領域における企業での経営経験等、企業経営や事業運営で培われた長年の経験と知見から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役	渡 来 義 規	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席するとともに、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役	山 田 治 彦	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席するとともに、公認会計士としての専門的見地より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
監査役	吉 田 由 子	2025年6月20日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会11回の全てに出席するとともに、弁護士としての専門的見地より、監査の観点から、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当社は、神林伸光、村上章二、岩田研一、幸村潮菜の4氏に対し、社外取締役としてそれぞれが有する経験や専門性を当社の経営に積極的に活かすことを期待しておりますが、上記のとおり、各々その期待される役割を適切に果たしております。また、神林伸光及び村上章二の両氏はこれらに加えて指名・報酬委員会の委員として、当該委員会において、役員報酬等の内容の決定や役員候補者の選定等に際して客観的かつ独立的な立場から適宜意見を述べており、当社のコーポレート・ガバナンスの維持・向上に貢献しております。

4 会社の体制及び方針

(1) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、「事業特性」、「中長期的成長を重視した経営資源の配分」、「財務基盤」の3つのバランスがとれた株主還元策であることを基本として、業績にかかわらず一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

基本となる考え方は、「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」です。

業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準及び最低配当額を定め、「良いとき」には配当性向の累進により増配し、「悪いとき」にも無配を前提にはいたしません。

当社では、2026年度から2029年度までを対象年度とする中期経営計画を策定・公表し、同計画に基づき、以下のとおり、配当政策の考え方を定めております。

判断基準	配当目標計算基準
良いとき	配当性向30～45%程度を目標
基本	配当性向30%程度を目標
悪いとき	年間12円（従来6円の2倍）

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、2026年3月期の配当は、2023年度から2025年度までを対象年度とする中期経営計画に基づき、1株当たり年間9.93円を予定しております。

内部留保の用途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てとし、また、百分比につきましては表示未満端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,018
現金及び預金	19,184
営業未収金	1,029
契約資産	516
有価証券	500
繰延及び前払費用	907
貯蔵品	1,773
その他	3,106
貸倒引当金	△0
固定資産	51,680
有形固定資産	42,805
船舶	29,504
建物及び構築物	8,373
機械装置及び運搬具	24
工具、器具及び備品	477
土地	1,133
信託建物及び信託構築物	3,026
信託土地	204
建設仮勘定	56
その他	3
無形固定資産	74
ソフトウェア	72
その他	2
投資その他の資産	8,800
投資有価証券	6,981
長期貸付金	1,204
その他	623
貸倒引当金	△8
資産合計	78,698

科目	金額
負債の部	
流動負債	14,544
営業未払金	3,053
短期借入金	2,710
1年内返済予定の長期借入金	7,222
未払法人税等	427
契約負債	513
賞与引当金	94
その他	523
固定負債	26,738
長期借入金	22,072
繰延税金負債	1,324
退職給付に係る負債	81
受入保証金	1,428
特別修繕引当金	610
その他	1,220
負債合計	41,283
純資産の部	
株主資本	33,931
資本金	2,767
資本剰余金	11,685
利益剰余金	20,349
自己株式	△872
その他の包括利益累計額	3,484
その他有価証券評価差額金	3,222
繰延ヘッジ損益	261
純資産合計	37,415
負債・純資産合計	78,698

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		33,636
売上原価		29,898
売上総利益		3,738
販売費及び一般管理費		1,579
営業利益		2,158
営業外収益		
受取利息	252	
受取配当金	169	
為替差益	123	
その他	82	628
営業外費用		
支払利息	707	
借入手数料	35	
その他	87	830
経常利益		1,956
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	0	1
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	425	
投資有価証券評価損	29	455
税金等調整前当期純利益		1,502
法人税、住民税及び事業税		707
法人税等調整額		△38
当期純利益		833
親会社株主に帰属する当期純利益		833

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

乾汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松 原 充 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、乾汽船株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第106期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づいて審議した結果、監査役全員の意見の一致をみたので、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画及び職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会及び経営会議並びにその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

乾汽船株式会社 監査役会

常勤社外監査役 渡 来 義 規 ㊞

社外監査役 山 田 治 彦 ㊞

監 査 役 上 野 祐 二 ㊞

社外監査役 吉 田 由 子 ㊞

以 上

地下ルート



地下エントランス



地下エントランスからコレド室町テラスに入り、郵便局の向かいにあるエレベーターをご利用いただき、3階の会場までお越しください。



こちらのエスカレーターを利用すると、遠回りになります。



定時株主総会会場 ご案内図

会場

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

**日本橋室町三井タワー
(コレド室町テラス) 3階
室町三井ホール&
カンファレンス ホール**

TEL : 03-5548-8211



となりに日本橋三井タワーがごさいます。
お間違えのないようご注意ください。

交通のご案内

東京メトロ銀座線・半蔵門線

「三越前」駅より地下直結

JR横須賀線・総武快速線

「新日本橋」駅より地下直結

前ページに地下からの詳細な
ルートのご案内がごさいます。
ぜひご覧ください。

地上ルート

(地下ルートは前ページ)



乾汽船株式会社

〒104-0054

東京都中央区勝どき一丁目13番6号 プラザタワー勝どき

TEL : 03-5548-8211 (代) <https://www.inui.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。